

## ■ 清水町立地適正化計画における誘導施設一覧

機能区分	誘導施設	定義・法的位置付け	誘導の在り方	
① 豊かな暮らしに貢献する高次都市機能	商業・業務	大規模商業施設、ショッピングモール	店舗等の床面積が 10,000 m <sup>2</sup> 超	◎
		卸売市場	卸売市場法第2条	
		レンタルオフィス、SOHO	共同利用型オフィス（賃貸事務所、賃貸オフィス、シェアオフィス）	
	教育・文化	図書館、地域交流センター、体育館	清水町図書館・保健センター複合施設条例、清水町地域交流センター条例、清水町体育施設条例	○
	医療・健康	保健センター	清水町図書館・保健センター複合施設条例	○
		健康増進施設	・健康増進のための有酸素運動を安全かつ適切に行うことのできる施設 ・健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設	
観光	観光案内所	観光情報の提供等を通じ観光交流に資する施設	◎	
行政	役場	地方自治法第4条第1項に規定する施設	○	
② ぐらぐらしたさを維持・向上する都市機能	商業・金融	スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、日常生活やコミュニティ形成に必要な店舗・施設	・店舗等の床面積が 10,000 m <sup>2</sup> 以下 ・日常生活に必要な生鮮品、日用品を取り扱う店舗 ・和菓子店、飲食店、理髪店等コミュニティ形成に寄与する施設を含む	○
		銀行、信用金庫、郵便局	・銀行法第4条に規定する免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）、信用金庫法第4条に規定する免許を受けて金庫事業を行う信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫法に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働金庫及び労働金庫連合会、農業協同組合の店舗 ・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する郵便局 ・コンビニエンスストアのうち ATM を有する施設	
	福祉	高齢者福祉施設、障がい者支援施設、地域包括支援センター	社会福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、生活保護法、高齢者の医療の確保に関する法律、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、介護保険法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子保健法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設又は事業の用に供する施設	○
	子育て・教育	幼稚園、保育所	児童福祉法第6条の3第9項・同条第10項・同条第12項・第39条第1項・第59条の2第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第2項・同条第6項	○
		小学校、中学校、高等学校	学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校	
		子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う事業所	
	医療	診療所	医療法第1条の5に規定する診療所	○
		調剤薬局	医療法第1条の2に規定する調剤薬局	

### ※誘導の在り方

- 「◎」 充実・・・区域内にない施設は、今後の更なる拠点性強化のため、人口推計やニーズを踏まえ、新たに誘導区域内に既にある施設は、施設の維持管理・更新等を図りつつ、その機能を維持
- 「○」 維持・・・区域内に既にある施設を中心に、今後もその機能を維持